

一	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して告示する件	二二	五
二	株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中企業者を対象とし、かつ、中企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示 ○財務省、経済産業省、環境省	三一 特31	一
六	株式会社日本政策金融公庫法第二十二條第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項の全部を改正する告示 ○財務省、経済産業省	二九 特27	一
五 四	株式会社日本政策金融公庫法第十一條第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件	一五	八 二
三	株式会社日本政策金融公庫法第十七條第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件	一五	八 二

五	○国税庁 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号二に規定する国税庁長官が定めるところを定める件の一部を改正する件	三一 特30	三 三
六	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件	三一 特30	三 三
七	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件	三一 特30	三 三
八	国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件	三一 特30	三 三
九	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件	三一 特30	三 三
一〇	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等及び国税庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件	三一 特30	三 三

二	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件	三一 特30	三 三
三	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項に規定する添付書面等を定める件の一部を改正する件	三一 特30	三 三
四	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件の一部を改正する件	三一 特30	三 三
五	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第九条第二項に規定する国税庁長官が定める処分通知等を定める件	三一 特30	三 三
六	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める者を定める件	三一 特30	三 三

一七	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める場合を定める件	三一 特30	三 三
一八	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件	三一 特30	三 三
一九	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第二項に規定する国税庁長官が定めるファイイル形式を定める件	三一 特30	三 三
二〇	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件 ○文部科学省	三一 特30	三 三
二五	重要無形文化財の保持者の認定が解除された件	三一 特30	三 三
二六	令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する件	五 48	三